

### • M S Cの総合的労働政策の将来

1973年公布の雇用と訓練法によって英國の雇用と訓練行政は構造的には画期的変革が断行され、労働力政策は英國の経済的苦境からの脱出を目指して政労使三者の協調体制の下に、M S Cとその二つの支柱 E S A, T S Aの三つの新機関の全面的責任の下に積極的に展開されて来たことはこれ迄の概説の通りである。

然し乍ら新機関発足以来僅に2年余を経過した時点に於てこれ迄措置された雇用や訓練業務に対しその当否を決定的に判断することは早計である。

元来 M S Cが考へている総合的労働政策には二つの機能が果さるべきものと思はれる。一つには、英國の労働力源資をフルに活用して國の経済安定に寄与せしめること、も一つには、個々の労働者（男女を問はず）がそれぞれ満足し得る労働生涯を送り得るために彼等が必要とする機会やサービスを利用できるように措置することである。従つて総合的労働力政策の視点は、国全体の労働力、それを構成する各個人、そして各個人がそれぞれ働いている各企業や職場、それら全体が単一的全組織の中で機能しているものと考えそこに焦点を合せてゆく。この方が、以上の各分野で偶発的に発生する一連のことがらによって影響を受ける複合体としてそこに視点を当てるよりもよいのではないかと思はれる。このような労働力政策の視点に立つて次のような必要性が生じてくるであろう。

第一に、中央政府としては、労働力政策の執行機関（M S C, E S A及びT S A）の管理とそれら各機関の相互協調の責任をとり、労働力政策以外の他の諸政策例えば経済政策・財政政策・産業政策等の中で労働力的局面に対しても助言や論評を通じて影響力を与へること。

第二に、中央政府の活動或はその他の段階で利害関係のあるもの特に労使各団体が参加する必要性。

第三に、地方、地域、国レベル更に国際レベルで、適切な関連情報の必要。

第四に、効果的雇用業務、実りある訓練、継続訓練業務の必要。

第五に、労働力の地理的移動を助成する有効な地域的政策や措置の必要。

第六に、労働市場に於て不利な立場に在る労働者グループに対する保護と援助の必要。

第七に、事情の変化やその他予測しない事態の発生によって影響を受ける労働者に対する適切な財政的その他の援助の必要。

第八に、当局の労働力政策と企業側の労働政策が相互に補完し合い対立を避けるような措置の必要。

以上の各必要性を達成するために中央政府はその総合的労働力政策の進展に責任があり又その実行の役割を MSC が如何に果してゆくか人々は見守っているのである。

只此の場合、MSC 自体の責任権限と雇用省のそれとの間に権限の現界線を画する際に、どの位置に線を引くかについて色々の困難がある。ドイツやスエーデンの例では、労働力政策の執行権限や責任を中央政府は法定の他の機関に移譲（西独の場合は連邦労働庁へ、スエーデンは全国労働市場委員会へ）しているので中央の部局としては小規模で最も運用は適切のようである。この観点からしても今後望ましいことは MSC の現在の役割や責任権限の拡大強化<sup>1</sup>を必要とし、※ 1973年公布当時の雇用と訓練法が意図した限界を思い切って上廻るような拡充した権限と役割を MSC に賦与することによって英国の労働政策の新発展が可能ではあるまい。

1 西ドイツの労働力政策は中央政府から連邦労働庁に大巾な権限移譲によって、労働庁の年次予算は英國の MSC に比較して可なり高額である。MSC としては追加的な 1975 年次予算として、高率失業対策として特別訓練措置費 £100 万、職場創設費として £4,000 万を組み、将来は MSC と雇用・訓練両事業団全体の年次予算額は £4 億を超えるものと思はれるが、それでも尚西ドイツの連邦労働庁の予算 £25 億（但し MSC と違って失業給付金をも含む）には到底及ばない、予算額から見ても英國 MSC の権限拡大強化は必要であろう。

尚 高率失業対策としての職場創設計画 (Job Creation Programm) とは MSC の特別措置として 1975 年 9 月政府から特別予算として £3,000 万が割り当てられ、この計画は正式には 1975 年 10 月 9 日から実施されている。これは失業者特に若年低賃金の労働者を対象に 15,000 人分の職業を提供する目的で、地域の本計画共賛者（地方当局、任意団体、地域グループを含む）が材料や諸経費を出し MSC が賃金を支払う方式である。但しこの職場創設計画の担当理事 Dewi Rees 氏の報告によると、創設される仕事の数が流動的であるから今の割合でゆくと 27,000 人分の仕事があるとしてこれでは当初企画した 18 ヶ月分の予算が 6 ヶ月で消化されてしまうということである。何れにしても MSC の措置にかかるものである。